# 別表　示されている考え方と、札幌市の取扱いとの対照（在宅就労支援の日数の上限）―― 5つの観点から

公開質問状の別表。A 数値の根拠／B 個別性／C 意思決定支援／D 札幌固有の事情／E 目的と手段。帯の色は観点ごと。左欄は原文のとおり引用し、要約していません（「…」は当法人による省略）。「札幌市の取扱い」は札障第4862号（令和8年3月26日付け・10月1日から）。右端の番号は公開質問状の質問の番号（「別紙」は別紙の番号）。　合同会社 JAPANICARE（ジャパニケア札幌）　令和8年10月30日

| 出典 | 示されている考え方（原文のとおり。太字は当法人による） | 札幌市の取扱い（札障第4862号） | 確認したいこと（公開質問状の質問番号） |
|---|---|---|---|
| **A　数値の根拠 ―― なぜ5割なのか** | | | |
| **「5割」の根拠として札幌市が示したもの（令和8年8月28日の回答／同年9月9日のメール）**／同年10月14日の市議会答弁（第二部決算特別委員会・録画による要旨） | 「本件は国が定める要件等に基づくものですが、国においては団体ヒアリング等により関係者から意見を聴取しており、例えば**全国社会就労センター協議会からは、在宅利用者数・利用日数をいずれも5割以内に制限するなど全国的な運用方法を確立するよう国に要望しております。**」／「5割」の設定に当たり参照した文書に**「実績記録票のデータも該当します」**。同協議会は当法人に「『5割』という数値は、**福祉的・学術的な研究や統計的検証によって導き出したものではありません**」と回答（9月18日）／10月14日の答弁（要旨。会議録の公表後に照合）＝札幌市では障がい者手帳を持っていない方や軽度の方の利用が多かったこと、国が原則として対面支援の考え方を示したことなどを踏まえ、「在宅就労支援を最大限認める場合の割合を5割」として3月に通知した。他の割合ではなく5割とした理由は語られていない | 「各月の在宅就労支援を行う日数が各利用者の支給量（決定日数）のうち5割を超えてもならない」（記1）。公開されている審議会資料・議事録・市議会会議録の範囲では、利用者ごとの日数を支給量の5割とする理由の説明は見当たらない（当法人確認）／令和8年10月26日に写しを受け取った同年3月25日の決裁文書に、他の割合ではなく5割とした理由の記載はなかった（「国においては原則として対面での支援を行うものとされている。そのため」との記載のみ。実績記録票のデータの分析、対象とした3か月の記載もない） | 他の割合ではなく5割を選んだ理由。参照した実績記録票の時期（質問6）／10月14日の説明（手帳なし・軽度）はどの資料によるか、実績記録票の分析と同じか（質問6）／協議会の要望は根拠か、例示か（別紙3） |
| **国の在宅支援の要件（令和8年4月13日 厚生労働省事務連絡）** | 在宅支援の要件として「1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること」等を定める。**在宅の日数や割合の上限を定めた記載はない**。「在宅支援については、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定において見直しを行うことを検討しております」 | 国の要件に加えて、各月の在宅の日数を支給量の5割までとする上限を設けた（利用契約者数と各日の定員についても5割） | 国の要件との整合と、国の見直しを待たず10月1日から適用した理由（質問10・14・別紙1） |
| **国の令和9年度報酬改定の論点（令和8年9月28日 第64回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料・論点3「在宅支援について」）** | 在宅支援の対象者要件は「単に支援効果が認められるのみならず、**『通所を上回る支援効果が認められる者』としてはどうか**」。類型＝「①通所が困難な者（重度者・地理的要因（離島・豪雪地帯等））」「②通所支援を行うために、まずは在宅支援を必要とする者」「③在宅での一般就労に向けて、在宅での支援を必要とする者」。上限＝**「定員に対する在宅支援利用者の割合に一定の上限を設けてはどうか」**。市町村は「利用者が支給申請を行う際に、支給申請書と併せて、**対象者要件を満たしているか確認する**」。事業所には、指定権者へのチェックリストの提出と、運営指導での確認を求める（16〜19ページ） | 国の論点にある事業所単位の割合の上限に加えて、利用者ごとの日数の上限を置く。利用者ごとの利用日数を一律の割合で区切る設計は、国の論点（検討の段階）には挙がっていない | 国の検討の方向（対象者ごとの確認・事業所の実態の確認・事業所単位の割合）に対し、利用者ごとの日数の上限を別に置く必要性（質問14・別紙1） |
| **札幌市長の答弁（令和8年2月20日 市議会本会議・代表質問への答弁）** | 「障がい福祉の理念を浸透させるため、**支援に真摯に取り組む事業者とともに独自のガイドラインを整備し**、運営指導に活用するなど、**常に利用者を中心に置いた**質の高いサービスを確保できるように取り組んでまいります。」 | 令和8年3月26日付けで本件通知を発出。事業者側の関与として市が説明しているのは、就労支援推進部会への通知案の意見依頼（令和8年8月28日付けの市の回答） | 事業者の関与はどう確保されたか／独自ガイドラインへの関与の手続（質問12）／審議会・市議会で説明した記録（別紙4・5）／障害のある当事者・団体との協議（質問17(5)） |
| **B　個別性・合理的配慮 ―― 個別の評価で5割超が適切となった場合、なぜ一律の上限が優先されるのか** | | | |
| **障害者権利条約 第27条1（外務省訳）** | 「締約国は、障害者が**他の者との平等を基礎として労働についての権利を有する**ことを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、**障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利**を含む。」 | 対象要件②（精神障がい）③（市が特に必要性を認めた場合）の利用者は、本人の意向、主治医の意見、実際の就労の状況にかかわらず、各月の在宅の日数が支給量の5割まで。例外は①（重度障がい）のみ（令和8年7月15日の市の回答） | 個別の必要性が認められる場合でも例外を認めない取扱いと、条約（第2条・第5条・第27条）の趣旨との整合（質問17(1)） |
| **障害者差別解消法 第7条2項（行政機関等の合理的配慮）**／基本方針（令和5年3月14日閣議決定） | 「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、…**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて**、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮をしなければならない**。」／基本方針＝正当な理由なく、障害を理由として「提供に当たって場所・時間帯などを制限する」こと、「障害者でない者に対しては付さない条件を付けること」は不当な差別的取扱いの例。「法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない」 | ②③の利用者について、個別の事情に応じて日数の上限を変える基準・手続は示されていない。「原則として」と定めながら、①以外の例外はない／令和8年10月14日の市議会答弁（要旨）＝支援効果は「総合的に確認し、個別に判断している」。他方、「現状において5割は必要な条件」 | 例外の有無、基準、判断する者、手続（質問3）／「個別に判断している」と一律の上限の両立、申出への対応（質問4・17(2)(3)。令和8年8月28日にも照会し回答待ち） |

| 出典 | 示されている考え方（原文のとおり。太字は当法人による） | 札幌市の取扱い（札障第 4862 号） | 確認したいこと（公開質問状の質問番号） |
|---|---|---|---|
| **従業者テレワーク通知（令和 6 年 3 月 29 日 こ支障第 90 号・障障発 0329 第 4 号）** | 「テレワークを行うことができる日数・時間数については、障害福祉サービス等のサービス類型や事業所等の実態に応じて、**各事業者において個別に判断すること**。」 | 同じ「在宅での業務」について、従業者は各事業者の個別の判断、利用者は一律に支給量の 5 割まで | 従業者は個別の判断、利用者は一律の数値とする理由。扱いを分ける正当な理由（質問 17(4)・別紙 2） |
| **国の Q&A（令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.2・令和 3 年 4 月 8 日）問 4** | 問「…支援効果が認められると市町村が判断した場合については対象とすることが可能ということか。また支援効果はどのように評価するのか。」答「対象者については貴見のとおり。在宅利用の支援効果については、…**個別支援計画に在宅でのサービス利用による支援目標、支援内容が明記され、個別支援計画のモニタリングの機会等で実施効果を定期的に評価し、見直しがなされるかにより評価する**。」（2 ページ） | 「札幌市において『在宅就労支援による効果が認められると市町村が判断する場合』とは、次の①から③までのいずれかに該当するものとする。」（記 1）＝①重度障がい ②精神障がい ③市が特に必要性を認めた場合、と利用者ごとに定めたうえで、②③に各月の日数の上限（支給量の 5 割）を別に置く | 国が示す利用者ごとの評価（個別支援計画・モニタリング）と、月ごとの一律の上限との整合（質問 4・10） |
| **C　意思決定支援　―― 本人の選択肢を行政が 5 割で先に狭めることを、第 2 版との関係でどう整理したのか** | | | |
| **国の意思決定支援ガイドライン第 2 版（令和 8 年 9 月 14 日付け 障害保健福祉部長通知。案は同年 7 月 10 日の第 157 回障害者部会で提示）** | 理念・信条＝「**「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要である**という視点に立ち」（5 ページ）／「**失敗や不利益をゼロにすることのみを目的として本人の選択を制限するのではなく**、本人が一定のリスクを理解した上で選択し、その経験から学びや気づきを得ていくことも、尊重されるべきプロセスである。」（8 ページ）／「意思決定支援は…人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。これらは**本人の意思決定を制約する要因にも、支える要因にもなる**。」（10 ページ） | 事業所は、個別支援計画を作るときに「在宅で働けるのは支給量の 5 割まで」と本人に説明する。本人は上限に合わせて希望を述べ、それが本人の選択として計画に残る | 日数の上限が本人の意思決定に与える影響をどう検討したか（質問 5・9）／本人にどう説明すればよいか（質問 1） |
| **札幌市 札障第 3172 号（令和 8 年 8 月 21 日）「3 在宅就労支援に当たっての禁止事項」の冒頭** | 「就労系サービスでは、アセスメントを含む支援実践の過程全てにおいて、利用者の就労に係る可能性や、**選択肢をできる限り広げていくことが重要となります（在宅就労支援も同様）**。」 | 同じ市が、令和 8 年 10 月 1 日から、各月の在宅の日数を支給量の 5 割までとする | 「選択肢をできる限り広げていくことが重要」と日数の上限がどう両立するか（質問 4） |
| **D　札幌固有の事情　―― 冬期の通所の困難さなどを、5 割という数値の設定にどう反映したのか** | | | |
| **札幌市の冬（消防局の救急搬送統計／市 HP「大雪時の対策・備え」／令和 4 年 8 月「令和 3 年度の大雪対応に係る検証と今後の対策」）** | 令和 7 年度の雪道の自己転倒による救急搬送は **2,060 人**（速報値）。「午前 7 時から正午頃にかけては、通勤、通学、通院などで外出される方が多くなり、転倒事故による怪我で救急搬送される方も多くなる傾向にあります」。大雪時は「大雪時の時差出勤や出勤抑制への協力を依頼」「企業活動への影響軽減に向け、**テレワーク導入を働きかけ**」（市 HP・報告書 67 ページ）。令和 3 年度の大雪では「生活道路では路面状況が悪く、**デイサービスの送迎車が行けないケースも発生した**」（19 ページ） | 12 月から 3 月も同じ 5 割。季節による日数の変更はない。「5 割」の設定に参照した実績記録票のデータは 3 か月分（時期は未回答） | 参照した 3 か月はいつか。季節による状態や通所の困難さの変化をどう考慮したか（質問 6） |
| **豪雪地帯対策特別措置法の指定（国土交通省）／国の論点（令和 8 年 9 月 28 日・上記）** | 北海道は全域が豪雪地帯（札幌市は豪雪地帯）。国の論点＝「重度障害者に対する支援や**離島・豪雪地帯等での支援など、効果的な在宅支援を行っている事業所もある**」（16 ページ）／対象者の第一の類型＝「**①通所が困難な者（重度者・地理的要因（離島・豪雪地帯等））**」（17 ページ） | 豪雪地帯であることや冬期の事情による日数の上限の変更・例外はない。例外は①（重度障がい）のみ | 豪雪地帯であることを、5 割の設定と例外の範囲にどう反映したか（質問 6・14(3)） |
| **E　目的と手段　―― 不正の防止が目的なら、なぜ一律の上限なのか（運営指導・広告表示の見直しという手段との関係）** | | | |
| **国の指定・指導ガイドライン（令和 7 年 11 月 28 日 障障発 1128 第 1 号）3 (2)ウ 誘因行為／2 (2)イ(ア) c 募集方法** | 「『通所するだけで手当を支給する』、『当該事業所を利用すれば物品を支給する』等、生産活動による収入ではない金銭及び物品を提供することは適切な支援の提供とは言えないことから、**パンフレットやホームページ、その他広告媒体において記載していないか確認すること**。」／不適切な募集方法の例＝「交通費や昼食費を無料と謳い、**障害者の意思決定を歪めるような利用者誘因行為**を行っている」 | 本件通知の記 2 (3)も、利用者誘因行為は「利用者の意思決定をゆがめる」として広告媒体への掲載を禁じる。一方、市が運営する事業所検索サイト「元気さーち」の B 型 698 件に、通所日数に応じた手当等の支給を明示する表示 51 件、昼食等の一律の無償提供 66 件、金品の提供 2 件（事業所の重複あり。令和 8 年 9 月 18 日時点・当法人調べ）。令和 8 年 10 月 15 日の再確認では、掲載 697 件のうち 118 件が引き続き掲載され、同種の表示が新たに 4 件（同年 9 月 18 日に市へ確認を照会） | 掲載内容を国 GL 3 (2)ウに基づき確認しているか（質問 13）／運営指導（訪問確認は委託済み・155,347,170 円）があるのに一律の上限を要する理由（質問 7・8）／広告表示の見直しを先に検討したか（質問 13） |